

## 田野町新規就農推進事業費補助金交付要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、田野町各事業補助金等交付規則（昭和50年規則第4号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、田野町新規就農推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 補助目的

町は、産地や地域（以下「産地等」という。）の受入組織、研修生、研修受入機関等へ支援を行うことにより、新規就農希望者に対する就農相談から営農定着に至るまでの活動を促進し、町内の新規就農者の大幅な増大及び就農後の定着を図ることを目的として、補助を行う。

### 第3 事業の内容等

事業の内容、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

### 第4 町の助成措置

町は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を補助事業者に対して補助する。

### 第5 補助金の交付の申請

別記1から別記3までに係る事業を実施する補助事業者は、それぞれ定める様式による補助金交付申請書に事業計画書等を添えて、町長に提出しなければならない。

### 第6 補助金の交付の決定

町長は第5の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその適否を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

### 第7 補助金の交付の決定の取消し

町長は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

### 第8 補助の条件

補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項及び別記1から別記3に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了後の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるもの

を間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- 2 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項各号に掲げる条件のほか、交付の条件を付することができる。

#### 第9 指令前着手

補助事業者は、当該年度において指令前に補助事業に着手する必要がある場合は、別記第1号様式による指令前着手届を町長に提出しなければならない。

#### 第10 補助事業の変更

補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更及び別記1から別記3に定める重要な変更をしようとするときは、別記1から別記3に定める補助金変更承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の中止

(2) 補助金額の増額又は30パーセントを超える減額

- 2 町長は、前項の規定による承認の際に、補助事業者に対し、必要な調査を行うことができる。

#### 第11 補助事業の遅延等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を町長に提出して、その指示を受けなければならない。

#### 第12 補助事業遂行状況報告

補助事業者は、補助事業年度の11月30日現在における補助事業の遂行状況について、別記第2号様式による遂行状況報告書を作成し、当該年度の12月10日までに町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、補助事業者等に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

#### 第13 補助金実績報告書

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記1から別記3に定める補助金実績報告書に、町長が別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

#### 第14 補助金の概算払の請求手続

補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を町長に提出しなければならない。

#### 第15 補助金の返還等

町長は、次の各号のいずれか又は別記1から別記3に定める返還事由に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助事業者が、この要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

- (2) 補助事業者が、虚偽又は不正の申請により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が、補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。
- (5) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

#### 第16 グリーン購入

補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

#### 第17 情報の開示

補助事業又は補助事業者に関して、田野町情報公開条例（平成14年田野町条例第5号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

#### 第18 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月20日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第8の(2)、第12の2、第15及び第17の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3関係）

事業の内容	補助率
<p>研修・親元就農支援事業</p> <p>(1) 専業農家育成研修支援区分（別記1） 産地提案書で提示された品目又は町の主要な営農類型の品目を栽培する専業農家を目指し、高知県知事が就農に有効であると認める研修を実施する県立農業担い手育成センター等の農業経営者育成機関、先進農家又は先進農業法人等（以下「研修受入機関等」という。）で研修を受ける者に対して支援する。</p> <p>(2) 受入農家謝金（別記1及び別記3） (1)の研修を実施する研修受入機関等に対して支援する。</p> <p>(3) 親元就農応援区分（別記2） 子弟を県外等からUターン就農させ、経営体の後継者として育成を行う認定農業者等に対して親元就農支援金を給付する。</p> <p>(4) 新規就農研修支援事業継続区分（別記3） 田野町新規就農研修支援事業費補助金交付要綱の専業農家育成区分により平成27年度以前に事業着手し、専業農家を目指して研修を行う者に対して支援する。</p>	<p>10分の10以内</p> <p>定額</p> <p>10分の10以内</p> <p>10分の10以内</p>

別表第2（第6、第7、第8、第15関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別記1)

## 専業農家育成研修区分

(事業の内容)

第1条 町は、新規就農希望者に対する就農前から営農開始に至るまでの実践研修を促進することにより新規就農者の確保及び育成を図るため、研修生、研修受入機関等が実施する事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、町長が特に必要があると認める場合は、農業協同組合（以下「JA」という。）が実施する補助事業に対して補助金を交付することができる。

(事業区分、補助対象経費及び補助率)

第2条 前条に規定する補助事業の事業区分、補助対象経費及び補助率は、別表第1-1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助事業を実施する対象研修生及び対象研修受入機関等（以下「補助事業者」という。）が、第5の規定により補助金の交付を申請しようとする場合は、別記第1-1号様式による補助金交付申請書に、別に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(対象研修生)

第4条 補助事業における対象研修生は、次に定める要件を満たす者であること。

(1) 地域農業の振興のために、町長が必要と認める者であること。

(2) 専業農家育成研修区分（産地提案書タイプ）については、産地等の受入組織が策定する産地提案書に沿った研修を受ける者として当該受入組織が受入れを確認した者であること。

(3) 専業農家育成研修区分（基本構想タイプ）については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく町が定める基本構想到に記載された主たる営農類型の品目の栽培技術を習得し就農する者であること。

(4) 研修終了後1年以内に、独立・自営就農、親元就農又は雇用就農（農業法人等との書面による常勤雇用契約の締結を行うこと。）する新規就農希望者で、原則として農業経営を開始していないこと。

(5) 研修受入機関等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいないこと。

(6) 義務教育を修了し、研修開始年度の4月1日現在において15歳以上65歳未満であること。

(7) 独立・自営就農予定者にあつては、別表第1-2に定める農業所得を目指す者であること。

(8) 補助事業による研修が終了するまでに、独立・自営就農予定者にあつては農業経営基盤強化促進法第14条の4の規定に基づく青年等就農計画の認定を受けることとし、親元就農予定者にあつては就農先経営体の親族等と農業経営の継承等について協議を行い、別記第1-2号様式の経営継承等計画書を町長に提出すること。

2 研修受入機関等である経営体に雇用就農しようとする複数の者の研修期間が重複する場合は、原則1人のみを補助事業の対象研修生とする。ただし、第5条第1項第3号に該当するものの体制強化に資する場合など町長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(対象研修受入機関等)

第5条 補助事業における対象研修受入機関等は、補助事業の対象研修生を受け入れ、研修を行う研修受入機関等であり、次の各号のいずれかに該当するもので、第3号から第6号に掲げるものにあつては、高知県知事の認定を受けたものとする。ただし、研修受入機関等(第6号の集落営農法人は除く。)が対象研修生の3親等以内(受入先が法人の場合は、法人の代表者の3親等以内)の者である場合は、補助事業の対象としない。

(1) 指導農業士又は指導農業士が経営する農業法人

(2) 高知県立農業担い手育成センター

(3) 町、JA等が出資又は運営(委託を含む。)をする研修施設又は研修機能を持ったJA出資型法人

(4) 前各号のいずれにも該当しない営農経験5年以上の先進農家又は当該農家が経営する農業法人

(5) 第1号及び前号に該当する者が所属するJA生産部会

(6) 第1号及び第4号に該当する者が構成員となっている集落営農法人

2 研修生の受入人数は、原則1人とする。ただし、前項第2号、第3号、第5号又は第6号に該当するものが受入れを行う場合又はやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(研修期間)

第6条 補助事業の対象とする研修の期間は、研修生1名につきおおむね1年以上2年以内とする。なお、研修生が、国が定める新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づく青年就農給付金(準備型)(以下、「準備型給付金」という。)を受給する場合は、その期間と合算し2年以内とする。

2 1月における研修日数は、原則として20日以上とする。ただし、月途中の研修開始の場合又は天候、事故等のやむを得ない事由が生じた場合は、この限りでない。

3 2年を超える研修を行うことを妨げない。ただし、継続研修の期間は原則として2年以内とし、継続研修期間については、補助対象としない。

4 前項の規定により研修を継続する場合は、補助事業者は、継続研修を開始した日の翌日から起算して30日以内に継続研修届を提出しなければならない。

(研修状況報告及び研修終了後の報告)

第7条 補助事業者は、研修中(前条第3項に規定する継続研修の期間を含む。)の研修状況報告書を町長が定める日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、研修修了後(前条第3項に規定する研修を継続する場合はその研修の終了後)から第10条第3号に規定する期間が終了するまでの間、就農状況報告書を提出しなければならない。

3 前項に規定する就農状況報告書の提出は、原則として前年の7月1日から当年6月30日までの1年間に係る報告を毎年7月末までに別記第1-3号様式により町長に報告するものとする。

4 第2項に規定する就農状況報告書の提出の最終年においては、対象期間の終了日の翌日から起算して30日以内に就農状況報告を町長に提出するものとする。

5 第2項から第4項までに規定する就農状況報告は、準備型給付金の対象者にあつては、実施要綱に定める年2回の就農状況報告の提出をもってこれに代えることができるものとする。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分について、第10の各号及び次の各号のいずれかに該当する重要な変更をしようとするときは、事前に町長と協議の上、別記第1-4号様式による補助金変更承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 研修生の研修の中止
- (2) 研修受入機関等の変更
- (3) 研修生が国の青年就農給付金の対象から除外された場合の支援内容の変更

(補助金の実績報告)

第9条 補助事業者は、第13に定める日までに、別記第1-5号様式による補助金実績報告書を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、第15の各号及び次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情として町長が認めた場合（第15の(1)、(2)又は(5)に該当する場合を除く。）は、この限りでない。

- (1) 研修受入機関等が、研修生が就農に必要な技能を取得することができないと判断し研修を中止したとき。
- (2) 研修生が、研修終了後1年以内に、独立・自営就農、親元就農又は雇用就農のいずれも行わなかったとき。
- (3) 研修生が、補助事業の研修期間（補助事業に先だって実施する国の青年就農給付金（準備型）のみの支給期間を含む。）の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上の就農を継続しなかったとき。

別表第1-1 (第2条関係)

研修生への支援

専業 農家 育成 研修 区分	(産地 提案 タイプ)	補助対象経費	<p>1 研修助成金の用途は、農業研修に要する図書教材費、研修視察費、地域農業者等との交流会費、農業資材費、研修中の生活費等で、町長が適当であると認めるものとする。</p> <p>2 準備型給付金が給付される場合には、当該年度中の研修期間に対して給付する準備型給付金に上乗せして支給する研修助成金に要する経費とする。</p>
		補助対象経費上限額	<p>1 研修生1人当たり月額15万円以内とし、研修日数が一月に満たない月は、1日当たり7,500円とする。</p> <p>2 準備型給付金の支給対象となる研修生への研修助成金の上乗せは、研修生1人当たり月額15万円から当該年度中の研修期間に対して給付する準備型給付金月額12.5万円を差し引いた金額以内とする。</p> <p>3 生計を一にする複数の者が研修する場合は1人分のみとする。その場合の研修助成金の月額の上限は、各人の上限額のうち低い金額とする。</p>
		補助率	10分の10以内
	(基本 構想 タイプ)	補助対象経費	<p>1 研修助成金の用途は、農業研修に要する図書教材費、研修視察費、地域農業者等との交流会費、農業資材費、研修中の生活費等で、町長が適当であると認めるものとする。</p> <p>2 準備型給付金が給付される場合には、本事業による研修助成金は支給しない。</p>
		補助対象経費上限額	<p>研修生1人当たり月額12.5万円以内とし、研修日数が一月に満たない月は、1日当たり6,250円とする。ただし、生計を一にする複数の者が研修する場合は1人分のみとする。また、当該生計を一にする複数の者に準備型給付金を受給する者が含まれる場合は、研修助成金は支給しない。</p>
		補助率	10分の10以内

研修受入機関等への支援

補助対象経費	<p>補助対象経費は、町長が定める規程、要綱等の規定に基づき研修受入機関等に支給する謝金とする。ただし、研修に要する経費を徴収する研修受入機関等については、支給しない。</p>
補助対象経費上限額	<p>研修受入機関等に対して、研修生1人当たり月額5万円以内とし、研修生の研修日数が一月に満たない月は、1日当たり2,500円とする。ただし、第5条第1項第3号に該当するもの場合は1指導員当たり研修生2人分を、同条第1項第5号及び第6号に該当するもの場合は1指導農家当たり研修生1人分を、その他の受入機関等が同条第2項ただし書による受入れを行う場合は、研修生1人分を上限とする。</p>
補助率	10分の10以内

別表第1-2 (第8条関係)

<p>専業農家育成研修区分 (産地提案タイプ)</p>	<p>1 独立・自営就農する予定の者にあつては、町の基本構想の「新たに農業を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標」又は年間250万円のいずれか高い額以上の農業所得の実現に資する研修となっていること。</p> <p>2 研修受入機関等での研修に加え次の内容を含んでいること。</p> <p>(1) 外部研修：研修期間中月1回程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JA等主催の現地検討会や現地巡回指導、農業振興センター等主催の基礎講座など</li> </ul> <p>(2) 高度化研修：年1回以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外や地区外での先進地視察研修や講習会など</li> </ul>
<p>専業農家育成研修区分 (基本構想タイプ)</p>	<p>1 独立・自営就農する予定の者にあつては、町の基本構想の「新たに農業を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標」の農業所得の実現に資する研修となっていること。</p> <p>2 研修受入機関等での研修に加え次の内容を含んでいること。</p> <p>(1) 外部研修：研修期間中月1回程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JA等主催の現地検討会や現地巡回指導、農業振興センター等主催の基礎講座など</li> </ul> <p>(2) 高度化研修：年1回以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外や地区外での先進地視察研修や講習会など</li> </ul>

(別記2)

## 親元就農応援区分

(事業の内容)

第1条 町は、新規就農者の確保及び定着を図るため、農家子弟をUターン就農させて研修を行うとともに経営体の改善や発展に取り組む認定農業者等が実施する事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付額は、Uターン就農する農家子弟1人につき120万円、1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第2条 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が、第5の規定により補助金の交付を申請しようとする場合は、別記第2-1号様式による補助金交付申請書に、別に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(対象農業者)

第3条 補助事業の対象となる農業者（以下「対象農業者」という。）の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域農業の振興のために、町長が必要と認める者であること。
- (2) 認定農業者又は人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている者であって、補助事業の対象となる子弟（以下「対象農家子弟」という。）に必要な研修を実施することができるものと認められる者であること。
- (3) 法人の場合は一戸一法人であること。
- (4) 対象農家子弟をUターン就農させ、農業経営の改善や発展に取り組むこと。
- (5) 事業の申請前に家族経営協定を締結し、対象農家子弟の経営体における責任と役割を明確にし、利益の分配を行うこと。
- (6) 対象農家子弟や家族と将来の経営継承等について話し合いを行い、経営継承等計画書を作成すること。

(対象農家子弟)

第4条 対象農家子弟の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 義務教育を修了し、補助事業開始年度の4月1日現在において15歳以上65歳未満であること。
- (2) 対象農業者（法人の場合は経営主）の子、孫、曾孫、兄弟姉妹、甥若しくは姪又は対象農業者の配偶者の兄弟姉妹、甥若しくは姪のいずれかに該当する者であること。
- (3) 就農する親族の農業経営体の改善や発展に貢献する意志があると認められ、将来、当該農業経営を継承（法人の場合は共同経営を含む）又は独立・自営就農する予定の者であること。
- (4) 産地提案書の策定主体が、産地や地域の振興のために必要と認める者であって、策定主体が定めた研修プログラムに従い研修を実施する者であること。
- (5) 平成28年3月1日以降にUターン就農（県外に在住の者が対象農業者の経営に従事又は他産業等に従事していた者が対象農業者の経営に従事）する者であること。

なお、Uターン就農以前に1年以上県外に在住又は他産業等に従事していたことが確認できること。

(6) 対象農業者の経営に従事してから1年以内の者であること。

(7) 原則として県内で農業（雇用就農及び親元就農を含む）を開始していないこと（前号に該当する従事期間を除く）。

#### （親元研修）

第5条 補助事業の対象となる研修期間は1年とし、そのうち3ヶ月以上は別記1第5条第1項第2号及び高知県知事の認定を受けた同項第3号のいずれかに該当する研修受入機関等で、将来の経営発展に資する研修（以下、「経営レベルアップ研修」という。）を行うこと。

2 前項の研修期間のうち経営レベルアップ研修を除く期間は、対象農業者又はその経営体に従事する親族等が対象農家子弟に研修を行うとともに、月1回以上は、県農業振興センター、農業協同組合又は地域の生産部会等が行う外部研修を対象農家子弟に受けさせること。

3 1月における研修日数は、原則として20日以上とする。ただし、月途中の研修開始の場合又は天候、事故等のやむを得ない事由が生じた場合は、この限りでない。

#### （親元研修修了報告及び就農状況報告）

第6条 補助事業者は、1年の親元研修が修了した日の翌日から起算して30日以内に、親元研修修了報告書を提出しなければならない。

2 補助事業者は、親元研修修了後から2年間、就農状況報告書を提出しなければならない。

3 前項に規定する就農状況報告書の提出は、原則として毎年7月末までに行うこととし、前年の7月1日から当年6月30日までの1年間に係る報告をするものとする。

4 第2項に規定する就農状況報告書の提出の最終年においては、対象期間の終了日の翌日から起算して30日以内に就農状況報告書を町長に提出するものとする。

#### （補助事業の変更）

第7条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分について、第10の各号及び次の各号のいずれかに該当する重要な変更をしようとするときは、事前に町長と協議の上、別記第2-3号様式による補助金変更承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業者の研修の中止

(2) 経営レベルアップ研修の時期又は期間の変更

2 町長は、前項の規定による協議の際に、補助事業者に対し、必要な調査を行うことができる。

#### （補助金の実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第2-4号様式による補助金実績報告書を町長に提出しなければならない。

#### （補助金の返還等）

第10条 町長は、第15の各号及び次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない事情として町長が認めた場合（第15の(1)、(2)又は(5)に該当する場合は除く。）は、この限りでない。

(1) 対象農業者や経営レベルアップ研修の受入機関等が、対象農家子弟が必要な技能を取得することができないと判断し研修を中止したとき。

- (2) 対象農業者や対象農家子弟が、1年の親元研修終了後から2年以上就農を継続しなかったとき。
- (3) 第7条に規定する親元研修状況報告及び就農状況報告を提出しなかったとき。

(別記3)

## 新規就農研修支援事業継続区分

(事業の内容)

第1条 町は、新規就農希望者に対する就農前から営農開始に至るまでの実践研修を促進することにより新規就農者の確保及び育成を図るため、研修生、研修受入機関等が実施する事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、町長が特に必要があると認める場合は、農業協同組合（以下「JA」という。）が実施する補助事業に対して補助金を交付することができる。

(事業区分、補助対象経費及び補助率)

第2条 前条に規定する補助事業の事業区分、補助対象経費及び補助率は、別表第3-1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 対象研修生及び対象研修受入機関等（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第3-1号様式による補助金交付申請書に、別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(対象研修生)

第4条 補助事業における対象研修生は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、別表第3-2に定める要件を満たす者とする。

(1) 平成27年度以前に田野町新規就農研修支援事業費補助金交付要綱に基づき研修を開始した者であること。

(2) 地域農業の振興のために、町長が必要であると認める者であること。

(3) 研修終了後1年以内に、独立・自営による就農（親元で就農する場合を含む。）又は農業法人等で雇用により就農する新規就農希望者で、農業を開始していないこと。

(4) 研修終了後、親元で就農する場合は、対象研修生の農産物の売上げ、経費の支出等の経営収支を対象研修生自ら帳簿等で管理するとともに、生産物、生産資材等を対象研修生名義で出荷し、取引することに努めること。

(5) 義務教育を修了し、研修開始年度の4月1日現在において15歳以上65歳未満であること。

2 研修後に、同じ研修受入機関等で就農しようとする複数の者が同時に研修する場合は、原則1人のみを補助事業の対象研修生とする。ただし、第4条第1項第3号に該当するものの体制強化に資する場合など町長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(対象研修受入機関等)

第5条 補助事業における対象研修受入機関等は、次の各号のいずれかに該当するもので、第3号から第6号に掲げるものにあつては、高知県知事の認定を受けたものとする。ただし、研修受入機関等が対象研修生の3親等以内である場合（受入先が法人の場合は、法人の代表者の3親等以内）は、補助事業の対象としない。

(1) 指導農業士

(2) 農業担い手育成センター

- (3) 町、J A等が出資又は運営（委託を含む。）をする研修施設又は研修機能を持ったJ A出資型法人
  - (4) 前号に掲げるもの以外の研修施設
  - (5) 前各号のいずれにも該当しない営農経験5年以上の先進農家
  - (6) 前号の先進農家が所属するJ A生産部会
- 2 研修生の受入人数は、原則1人とする。ただし、前項第2号、第3号又は第6号に該当するもので受入れを行う場合又はやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

#### （研修期間）

- 第6条 補助事業の対象とする研修の期間は、研修生1名につきおおむね1年以上2年以内とする。
- 2 1月における研修日数は、原則として20日以上とする。ただし、月途中の研修開始の場合又は天候、事故等のやむを得ない事由が生じた場合は、この限りでない。
  - 3 高知県立農業担い手育成センターの就農希望者長期研修と補助事業とを組み合わせる場合は、合計の研修期間がおおむね1年以上2年以内とする。補助対象は研修期間内とする。ただし、あらかじめ高知県立農業担い手育成センターの就農希望者長期研修と補助事業とを組み合わせた研修計画が作成されており、地域担い手育成総合支援協議会等が認めたものであるものとする。
  - 4 2年を超える研修を行うことを妨げない。ただし、2年を超える期間については、補助対象としない。

#### （補助事業の変更）

- 第7条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分について、第10の各号及び次の各号のいずれかに該当する重要な変更をしようとするときは、事前に町長と協議の上、別記第3-2号様式による補助金変更承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 研修生の研修の中止
  - (2) 研修生が国の青年就農給付金の対象から除外された場合の支援内容の変更
- 2 町長は、前項の規定による協議の際に、補助事業者に対し、必要な調査を行うことができる。

#### （補助金実績報告書）

- 第8条 補助事業者は、第13に定める日までに、別記第3-3号様式による補助金実績報告書に、町長が別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

#### （補助金の返還等）

- 第9条 町長は、第15の各号及び次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、第1号から第3号までの規定については、病気、災害等のやむを得ない事情として町長が認めた場合は、この限りでない。
- (1) 研修受入機関等が、研修生が就農に必要な技能を取得することができないと判断し研修を中止したとき。
  - (2) 研修生が、研修終了後1年以内に、独立・自営の経営の開始又は農業法人等との常勤雇用契約の締結のいずれも行わなかったとき。
  - (3) 研修生が、補助事業の研修期間（補助事業に先だって実施する国の青年就農給付金（準

備型) のみの支給期間を含む。) の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上の就農を継続しなかったとき。

(4) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

別表第3-1（第2条関係）

研修生への支援

専業農家 育成区分	補助対象 経費	<p>1 研修助成金の使途は、農業研修に要する図書教材費、研修視察費、地域農業者等との交流会費、農業資材費、研修中の生活費等で、町長が適当であると認めるものとする。</p> <p>2 国が定める新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱に基づき研修生に青年就農給付金（準備型）が給付される場合には、当該年度中の研修期間に対して給付する青年就農給付金（準備型）に上乗せして支給する研修助成金に要する経費とする。</p>
	補助対象 経費上限額	<p>1 研修生1人当たり月額15万円以内とする。ただし、生計を一にする複数の者が研修する場合は1人分のみとする。</p> <p>2 青年就農給付金（準備型）の支給対象となる研修生への研修助成金の上乗せは、研修生1人当たり月額15万円から当該年度中の研修期間に対して給付する青年就農給付金（準備型）月額125,000円を差し引いた金額以内</p>
	補助率	10分の10以内

研修受入機関等への支援

補助対象経費	補助対象経費は、研修受入機関等に支給する謝金とする。ただし、研修に要する経費を徴収する研修受入機関等については、支給しない。
補助対象経費上限額	研修受入機関等に対して、研修生1人当たり月額5万円以内とする。ただし、第4条第1項第3号に該当するもの場合は1指導員当たり研修生2人分を、第4条第1項第6号に該当するもの場合は1指導農家当たり研修生1人分を上限とする。
補助率	10分の10以内

別表第3-2（第3条関係）

<p>専業農家育成区分</p>	<p>1 独立・自営による就農希望者においては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく町の基本構想の「新たに農業を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標」又は年間250万円のいずれか高い額以上の農業所得を目指す者であること。</p> <p>2 補助事業による研修が終了するまでに、独立・自営就農予定者にあつては農業経営基盤強化促進法第14条の4の規定に基づく青年等就農計画の認定を受け、雇用就農予定者にあつては高知県新規就農推進事業費補助金交付要綱別記第4-5号様式による雇用就農計画書を町長に提出すること。</p>
-----------------	---

別表第3-3（第6条関係）

<p>専業農家育成区分</p>	<p>町の基本構想の「新たに農業を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標」又は年間250万円のいずれか高い額以上の農業所得の実現に資する研修となっており、研修受入機関等での研修に加え次の内容を含んでいること。</p> <p>(1) 外部研修：研修期間中月1回程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A等主催の現地検討会や現地巡回指導、農業振興センター等主催の基礎講座など</li> </ul> <p>(2) 高度化研修：年1回以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県外や地区外での先進地視察研修や講習会など</li> </ul>
-----------------	---